

錯雜の事務を行はず組合員に資本を貸附するや重に正金を以てす従て營業事務簡易にして役員に名譽役たり時として宗教家其役員たるとあり此の如く事務簡易なるの代りに組合の利益に至少にして利益の配當の如き之を行はざるを常とす思ふに是れ慈善的組合の本性なるべしと雖中産以下人民の營利貯蓄心及び自助能力を發達せしむるの効力に至ては遙に「シ」氏組合の下にあり

「シ」氏の信用組合は通常貸附期限を三ヶ月若くは一收穫期となし長きも二年を超はざら「シ」氏の貸金々庫組合は貸附期限五年十年長きは二十年に達するどあり是を以て前者は工業地に適し後者は農業地に適するの説を唱ふるものあり是れ寔に皮想の見解と言はざるべからず中産以下人民

の需用する所の資本は皆小資本にして動産信用若くは對人信用を以て之を貸附するを適當とす例へば農民が農具肥料若くは種苗を購求するの資本は其額僅少にして次期の收穫を抵當とし又は人身上の徳義を標準となし貸附を求むるを常とす且つ動産對人の信用は其性質上二年若くは三年の長きに亘るべきものにあらざれば何となれば動産は一定不變のものにあらざり人の徳義上の信用亦た不變なりと確認すべからざればなり思ふに五年十年二十年の償却期限を要するの資本は不動産信用に由り貸附するを適當となす而して此種の資本は大土地の開拓又は排水灌漑の如き大工事に要するものにして中産以下の需用する資本にあらざり是れ専ら中産以下人民の爲めに金融の便を與ふ

る信用組合の業務にあらず然るに敢て小資本の償却期限を緩漫にせば負債者の情心を誘起し組合の危険を増加するの弊少からざるべし

上陳するが如くシ氏の信用組合とラ氏の貸金々庫組合は其性質及び營業上區別すべきの點少うらざるが故に其中央聯合部を設くるやシ氏の組合とラ氏の組合は相反目敵視するの狀ありシ氏一千八百八十三年よりハ國會議員セクタ氏其部長たりハライフナヒに中央事務所を置き其機關新聞を發兌して組合内部の發達を計畫し且つ外部に對する組合の利益を保護せり又た各地方に三十三個の組合聯合團躰の設置ありて各組合互に其經驗上の智識を交換し且つ營業上の交通を圓滑にせりラ氏の貸金々庫組合は

フネウキードに中央部を設けラ氏一千八百八十八年四月十七日より其子ルードルフライフウイゼン氏其部長たり自ら之を統督せり

一千八百八十九年五月一日の新組合法は組合聯合團躰に檢閲人を撰定するの權を與へ裁判所は之を認可し之をして二年毎に少くも一回組合の營業を檢査せしむるとせり

中央部の外に組合中央銀行の設置ありフイウキード中央部に屬するラ氏の貸金々庫ハ同地に農業中央銀行を置き中央部長同時に其頭取たりシ氏の組合にてはフランクラルト及伯林に組合中央銀行の設けあり各組合金融上の機軸をなせり

組合法の一千八百六十七年三月廿七日普國に於て發布したるものを嚆矢となす此法の北獨逸聯邦の同盟成りてより同盟聯邦の法となり獨逸帝國建立の後獨逸組合法となり而して普國に於て此法を發布したるの後幾何ならずして既に之を改正するの必要を唱ふるものあり組合創設者たる「シエルチエ」氏は夥多の改正建議案を國會に提出し衆議員「ミルバ」氏の如きも又同法改正案を建議し之を自治區の監督の下に置かんとを主張し或は法律上有限責任の組合を許可せんとを論じたり畢に一千八百八十七年政府は同法改正案を國會に提出し一千八百八十九年五月一日新法として之を發布するに至りたり

組合法の組合を以て人の結合體たることを明確に認定し組

合の負擔者たる組合員に同等の權利と同等の義務を有する人にして持分の拂込の如きは單に人の組合員たる資格を有するに付き附從する所の結果たるに過ぎず左れば總會に於ては組合員は持分の多少其拂込額の大小に拘らず各平等に一個の投票權を有するのみ殊に組合法の組合創立以來一千八百八十九年までの無限聯帶責任の組合の外は成立することを許さず思ふに組合は人の結合體なるが故に資本を缺乏するハ本來免るべからざる所にして組合員人身上の信用を基礎とし外より資本を借入れ營業資本を完備するの必要なるや言を俟たず隨て組合の無限聯帶の責任に由り外に充分の信用を博するを以て利益なりとし法律も亦た有限責任の組合を設立することを許さざりしな

り然れども其營業漸々發起するに従ひ組合の一方に於て
 の巨額の財産を積蓄し創業の時の如く無限聯帶責任に由
 りて外より資本を借入るゝの必要なく他の一方に於てハ
 其性質上信用に依頼するの必要甚だ少き組合の種類を生
 むたり是れ新法が無限聯帶責任の組合の外有限責任の組
 合を許すに至りたる所以なり新法に因れば組合定款ハ各
 組合員の負擔すべき責任最高額を定むるを得るなり例
 へハ持分額まで或ハ持分の二倍乃至五倍八倍に各組合員
 の責任額を定むるを得るの制なり新法は此二種の組合の
 外に無限追拂責任の組合を設立するを許せり有限責任
 及び無限聯帶責任の組合に於てハ追拂執行期后三ヶ月を
 經て組合尙ほ負債償却を終へざるときは組合債權者ハ直

接ニ各組合員の財産を差押ゆるを得るも無限追拂責任
 の組合に於てハ債權者は直接に組合員に迫りて組合の義
 務を償却せしむるの權利なし

右の組合ハ裁判所の登記を受け始めて一個獨立の權利義
 務を有し且つ之を執行するを得るなり

組合役員ハ法律上營業事務上の智識と經驗に富むもの寧
 ろ甚だ少なく各組合ハ組合法及び其營業事務に通曉せる
 ものをして隔年若くハ三年毎に組合の組織營業の方針を
 検査せしむるの必要を感じたり既に一千八百六十四年よ
 り地方聯合部々長「センク」氏ハ中央來因州組合聯合部に聘
 せられ組合教師として其検査を執行せり其他各地方の組
 合亦た其營業事務及び法律上の智識に乏しきより監督者

を撰んで検査を托し其過失なからんことを期したり検査の主眼ハ組合の組織法律上の規定に背戻せる所なきや事務の執行定款の命ずる所に違ふなきや中央部及び聯合部の議決したる原則に戻るなきや否やにあり此の如き検査法行はるゝも各地方検査の方法を異にし充分なる監督ハ到底行はれざるを以て國家又ハ自治區をして之が檢閲に従事せしむるの得策とるを唱道したる者あり然れども其數夥多其事務複雑多端其性質私法上の契約たるに過ぎざるの組合に國家若くハ自治區の監督を受けしむるハ得策ならざると云ふの説多數を制し新法上検査の事ハ擧て之を聯合部に委し唯裁判所をして聯合部の撰定したる検査人を認可せしむるとせり

(二) 奧國

奧國に於てハ一千八百五十一年に設立したる救助金庫組合を以て組合の嚆矢となす而して此組合ハ貯金組合より變遷したるものにして獨逸國組合の如く獨立自治の能力を有せず豪富者若くハ貴族の保護と補助を受け且つ組合經理上に於ても其干涉の下に立ちたり然れども獨逸國に於て「シュルチエ」氏の組合盛に都鄙の間に行はるゝに及び奧國の組合ハ之に倣ひて其組織を一變するに至れり
 一千八百七十三年四月九日組合法の發布あり其規定する所ハ獨逸國一千八百六十八年の法律と文字章句に至るまで殆んど同一なり唯兩法の區別すべき要點ハ奧國法ハ無限責任の外有限責任の組合を許し獨逸國ハ其登記を受け

獨立人たるを得ると否とは組合の自由に任じたるも墺國法ハ登記を以て組合設立ニ附從する義務となしとるの差是なり

一千八百八十八年に於て一千二百五十七個の登記信用組合と百〇六個の登記せざる信用組合法律發布前に成立したる組合成立せり一千二百五十七個の登記信用組合は組合員五十三万五千人持分二千九百三十万「フロリン」準備金千二百万「フロリン」貸附金二億五千六百万「フロリン」を有しとす而して此等の組合ハ概ね皆「シユルナエ」氏の組合組織に倣ひたるものなり

(ホ) 以 國

一千八百五十七年既に硝子製造組合の設立ありと雖も

其大に發達しとるハ一千八百七十年代にありとす而して以國組合の繁盛ハ「シユルナエ」氏の勢力に由る同國組合の創設者「ルツザツタイ」氏ハ自ら以國の「シユルナエ」と稱し一千八百六十四年「ロデア」に於て通俗銀行を設立したり唯氏が當時財産家を組合に加入せしむるの必要を信じ有限責任の組織を取りたるの點「シユルナエ」氏の組合組織と異りしのみ

一千八百六十六年政府ハ信用組合を獎勵するが爲め之に銀行切手(我銀行紙幣の類)の發行を許せしに至れり然れども此特許は多くは有害の結果を生じたるが故に一千八百七十四年之を廢止したり

「シユルナエ」氏の信用組合の外に「ライプアイゼン」氏の貸金

金庫組合あり豪農ウナルレンボルク氏之が擴張に盡力せり其組合數ハ大約四十個なり

之に反して「シユルチエ」氏の信用組合組織に模倣し設立したる「ルツザツテイ」氏の通俗銀行ハ其行はるゝと最も盛なり一千八百八十七年の統計に由れば其數六百六個其固有資本ハ一億四百万「ルーブル」に達せり

以國に於てハ信用組合の外六百八十一個(一千八百八十八年の調査)の消費組合百個の工業上の生産組合二百十個の農業上各種組合あり其詳説ハ茲に畧す

組合法律上の關係一千八百八十三年新商法二百十九條の規定する所にして組合員の責任ハ持分に止り凡ての組合員ハ同一の投票權を有し又組合ハ法人たるの資格を

有するの制なり

(ハ) 露 國

一千八百六十二年十月十六日の勅令に由り各地方町村に貯金庫の設置あり又昔時より帝室財産及び官有地に生活する人民の爲めに特種の貯金庫あり此貯金庫は農民に對し同時に短期の貸附を行ひより一千八百六十六年「ルギイニン」氏が「シユルチエ」氏の信用組合を露國に施行せんとするや右の貯金庫と脈絡を通じ組合を以て各貯金庫貯金の収集利用所となしたるの地方も少からず

露國の信用組合は此の如く其營業資本の攸集に利益を有するの外露國中央銀行ハ信用組合長の記名したる爲替手形を割引すべき法律上の義務を負へり又農業銀行若くハ

前領主は組合の發達を獎勵するが爲め一組合に對し一千「ルーブル」乃至一千五百「ルーブル」を低利附(五分より六分)にて十ヶ年以内長期の貸附をなし而して組合の營業を監督せり

信用組合の發達を助くるの原素此の如く多く且つ有力なるを以て其數の増加其營業の進歩頗る顯著なるを見るも憾くは最近の統計を得る能はゞ今一千八百六十七年より八十一年に至る間の統計を左に掲ぐ

種別	年 度	
	一八七〇	一八七二
組合員數	一	六
組合員數	一六	三、七四
固有資本	四五	三、九六五
種別	一八七〇	一八七二
組合員數	七五	一、九、〇三
固有資本	三八、三美	六、八、〇元

外 資	一八七〇	一八七二	一八七三
貸 附 額	二、四六	五、七、六七	六、九〇、六美
資本運轉總額	一〇、〇三	四、八三、〇三	四、三、三、八四
外 資	二、一〇〇	三、九、〇美	四、三、三、七〇
貸 附 額	二、四六	五、七、六七	六、九〇、六美
資本運轉總額	一〇、〇三	四、八三、〇三	四、三、三、八四
外 資	二、一〇〇	三、九、〇美	四、三、三、七〇
貸 附 額	二、四六	五、七、六七	六、九〇、六美
資本運轉總額	一〇、〇三	四、八三、〇三	四、三、三、八四

組合法は未だ發布に至らず模範定款なるものあり内務大臣蔵兩大臣は之を認可するの權を有せり此模範定款に由れば組合員ハ概ね無限責任を負ふ其責任を限るも各組合員持分の十倍迄の義務を負ふものより輕きハなし而して持分ハ大抵五十「ルーブル」なり其他組合組織の方法ハ獨逸の信用組合と大同小異にして別に茲に詳説するの要なし

(ト) 白耳義國

白耳義國に於てハ一千八百八十四年「レオンダンドリモン」氏が「シュルチエ」氏の信用組合に倣ひ「リュツチヒ」に設立し

たる通俗銀行を以て嚆矢となす而して同銀行は「シユルチ
 エ」氏を以て其名譽頭取となし一千八百六十九年既に「ダン
 ドリモン」氏の計畫に由り組合中央部を設置したり
 一千八百八十八年の統計に由れば全國十七の信用組合あり其組合員九千八百二十四人其持分二百五十万フラン「其準備
 金二十二万フラン」其貸附額ハ六百万フラン」に達せり白耳
 義に於て其數の大に増加せざるハ一ハ其面積の小なること
 一ハ小銀行の組織及び其營業大に進歩せるに由るなり
 信用組合員の責任ハ一千八百七十三年の法律に由れば定
 款を以て自由に定むることを得るなり

(チ) 荷蘭國

一千八百六十九年始めて「アムステルダム」府に消費組合の

設置あり其著名なるものを「アルグメー」ン「チー」デルラン「テ
 イセウエルク」テイ「デ」ンス「エ」ル「バ」ンド「」及び「バ」ー「グ」府の「ア
 イ」ン「フ」ル「ア」となす一千八百八十八年の統計に由れば全國
 組合數ハ六十九個にして其中信用組合十一消費組合三十
 三生産組合九建築組合十六なり
 一千八百八十九年以上の諸組合を聯合して中央部を設置
 するに至れり
 一千八百七十六年組合法の發布あり此法律に由れば組合
 員の責任ハ白耳義に倣ひ自由に定款に定むることを許せり
 又た定款をハ地方裁判所の登記簿に登記するの法なり

(リ) 璣馬國

一千八百六十年代「シユルチ」エ「」氏の信用組合に倣ひ組合の

組織に由り小銀行を設立し、其功績著しからず其盛
に行へる、ハ消費組合及び建築組合なりとす其他農業上
牛乳精製組合「バター」製造組合及び販賣組合之に次て大
に其營業擴張せり

(ヌ) 瑞西國

一千八百五十年既に原料買入組合消費組合の設置ありと
雖も其稍盛大に至りたるハ七十年代にあり信用組合の營
業ハ大に發達して殆んど銀行と區別すべからざるに至れ
り地方に由りては信用組合ハ強行的貯金庫となり組合員
をして貯金として漸次五十「フラン」の定規額までを拂込ま
しめ之を完納したる者ハ少額の資本を金庫より借入る、
を得るなり而して金庫の利益ハ貯金預入即ち組合員の享

受する所たり

組合法ハ一千八百八十一年商法の一部分として發布した
り其要領は一千八百六十八年の獨逸法と殆んど異なる所な
し

(ル) 北米合衆國

新世界ハ歐洲諸國と經濟上の景狀殊に生産の規模方法相
異なるが故に組合の組織亦た舊國と同一なる能はず北米合
衆國の組合ハ概ね同業者より組織せる大團體にして組合
の區域は全國に跨るものあり一千八百六十年及び七十年
代に於て最も勢力を有せしは農業組合アグリカルチュラリスト及工業組合インダストリアルとなす
而して此兩者は其部門を分ちて厚料買入組合及び消費組
合の業を行へり然れども久しからずして兩者共に解散し

此外に生産組合あり其數大約一百個なり而して生産組合に二種あり一種ハ「マツサチユセツツ」州に行ハレ其實尙ほ商事會社の如し組合員ハ多くは労働者なれども他の業に労働して組合の労働を取らず唯持分を拂込みて利益の配當に與るのみ之に反して他の一種の組合即ち「ミンチアボリス」地方に行ハるゝ組合は純然たる労働組合たり其利益を分配するや其労働の價值に従へり其他共算の原則に基き農業を經營する所の共產主義の組合少しとせず其數最も多きハ牛乳精製組合にして五千個に達せり信用組合ハ新國の生産方法に適應せざるが故に偶ま之を設立するものあるも其營業の景狀見るに足るものなし

組合法は「マツサチユセツツ」「ニューゼルシー」「ミンニソダ」及び「ウキスコンシン」等の數州に之を行へるのみ
米國組合の歴史及び現狀ハ「ボアキンス」氏ヒストリー・オブ・コオパレーティブ・イン・アメリカ合衆國組合史に載せて詳なり就て參看すべし

明治二十四年十一月十日印刷
同 年 同 月 十 三 日 出 板

定價金四拾錢



版權登錄

發兌書肆

著述兼發行者

東京府東京市神田區駿河臺袋町十二番地

平 田 東 助

全上 麻布區飯倉狸穴町十二番地

杉 山 孝 平

全上 京橋區三十間堀二丁目二番地

宏 虎 童

全上 京橋區三十間堀二丁目一番地

印刷所 明 教 活 版 所

全上 銀坐二丁目

愛善堂 岸 田 吟 香

特約大販賣所

東京々橋區南傳馬町一丁目

吉川半七

全日本橋區通一丁目

大倉孫兵衛

全上三丁目

丸善書店

全神田區裏神保町

富山房

全上

敬業社


大坂府下北久太郎町四丁目

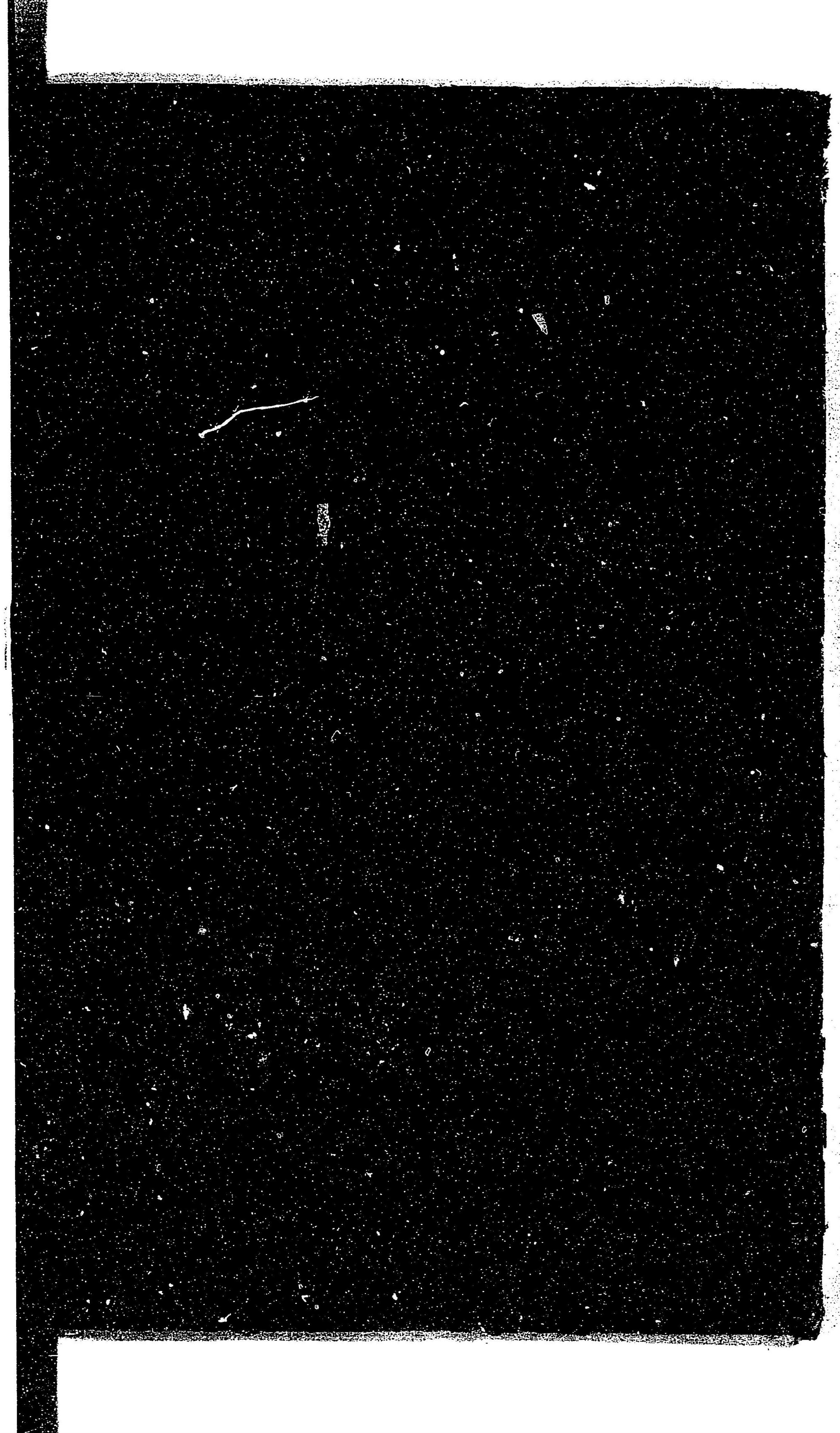
柳原喜兵衛

全本町四丁目

赤志忠七

全國各書林





28
84

Ⓜ

041139-000-8

28-84

信用組合論

平田 東助

杉山 孝平 / 著

M24.11

BDF-0298

